

広島県教育委員会会議録

令和5年11月10日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年11月10日（金） 13：00開会

14：55閉会

1 出席者

教育長	平川	理恵
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ
	菅田	雅夫

2 出席職員

教育次長	池田	克輝
管理部長	江原	透
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
理事	榊原	恒雄
総務課長	杉本	真一
秘書広報室長	糸崎	誠二
教職員課長	松下	大海
文化財課長	坂光	秀和
学校経営戦略推進課県立学校改革推進監	落畑	宜彦
教育支援推進課長	宮本	昌美
高校教育指導課長	小野	裕之

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	報告・協議1 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」の素案について	1
日程第3	報告・協議2 高校生の就職をめぐる状況について	6
日程第4	第1号議案 知事の専決処分に対する意見について	9
日程第5	第2号議案 令和5年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	9
日程第6	第3号議案 広島県文化財保護審議会委員の任命について	9
日程第7	第4号議案 教職員人事について	9

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員及び志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案及び第2号議案は、内部検討を行う案件であり、第3号議案は、委員の選考に関する案件であり、第4号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。
それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案、知事の専決処分に対する意見について、第2号議案の令和5年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、第3号議案の広島県文化財保護審議会委員の任命について、第4号議案の教職員人事について、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案を公開しないで審議することといたします。

報告・協議1 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」の素案について

平川教育長： それでは、報告・協議1、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」の素案について、落畑県立学校改革推進監、説明をお願いいたします。

落畑県立学校改革推進監： よろしくお願いたします。

報告・協議1によりまして、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）の素案について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。「1 要旨」にございますとおり、平成26年2月に策定いたしました「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」の計画期間が今年度末までとなっておりますことから、このたび第2期計画の素案を策定いたしました。

「2 策定の方法」にございますとおり、第2期計画につきましては、現行計画の自身、内容を、本県の教育に関する大綱や国の教育振興基本計画などを踏まえて再整理しております。

「3 計画期間」にございますが、令和6年度から令和15年度までの10年間としております。今後の状況の変化等を踏まえるとともに、基本計画の進捗状況などを検証し、計画期間であっても必要に応じて見直しを行うこととしております。

次に、素案の概要について御説明いたします。

「4 計画（第2期）の概要について」を御覧ください。近年の高等学校教育を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、本県の教育に関する大綱などを踏まえて見直しを行い、目指す姿の四角囲みの下線部にございますように、よりよい社会と幸福な人生を切り開き、未来の創り手となるために必要な資質、能力を育成すること。また、下の下線部にございますように、多様で厚みのある人材層を形成することを目指す姿として掲げております。

こうした目指す姿の実現に向けた具体的取組の方向性として、「(2) 県立高等学校の課程・学科等の在り方」にございますように、「ア 全日制課程」につきましては、「(ア) 普通教育を主とする学科」にございますように、普通科の特色化、魅力化に向けた新たな学科の設置、それから「(イ) 専門教育を主とする学科」につきましては、そこにごございますように、理数に関する学科などの設置を検討することとしております。

また、「イ 定時制課程・通信制課程」につきましては、従来の課程の枠組みにとらわ

れないフレキシブルな学びを提供する学校の設置を検討することとしております。

さらに「ウ 総合型高等学校」につきましては、複数の学科から成り、学科を超えた学びを行う総合型の高等学校の設置を検討することとしております。

資料の2ページを御覧ください。「(3) 県立高等学校の配置及び規模の在り方」でございます。「イ 学校規模」につきましては、現行計画の考え方を継承しながら、1学年6学級を標準とし、中山間地域につきましては1学年2から6学級の範囲内で、中山間地域以外の地域につきましては1学年4から8学級の範囲内を基本とすることとしております。

「ウ 再編整備の検討」につきましては、第2期、今期計画の再編基準を示しております。

まず、「(ア) 1学年1学級規模の全日制高等学校」につきましては、現行計画の策定時と比べまして、県内の児童生徒数が減少している状況や、他県の再編基準、そういった状況などを踏まえ、現行の2年連続全校生徒80人未満といった基準から、今期計画におきましては2年連続で新入学生徒数20人未満又は全校生徒数60人未満へと見直すこととしており、第2期計画の始期である令和6年度から、こうした基準を新たに全校で適用していきたいと考えております。

次に、「(イ) 中山間地域以外の地域に所在する県立高等学校」につきましては、生徒急増期に学校が新設された後、生徒数が減少に転じた以降も学校数がほとんど変わっていない状況から、現行計画と同様に、学校の規模によらず統廃合を検討することとしております。

「エ 留意事項」でございます。今回新たに記載する内容になっておりますけれども、今後10年間にしましては1市町に少なくとも1校は県立高等学校を維持することとしたいと考えております。また、最後でございますように、高等学校への通学が困難となる地域が生じる場合には、生徒の高等学校教育を受ける機会の確保に向けて、寄宿舎の整備など新たな方策についても検討することとしております。

素案の概要につきましては以上でございます。次ページ以降に本文として添付をしておりますので、後ほど御覧をいただければと思います。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、この第2期計画につきましては、来週、県議会の文教委員会で説明をさせていただいた後に、年内にパブリックコメントを実施したいと考えております。そして、来年の2月の教育委員会議におきまして、計画の最終案を委員の皆様にお諮りをしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 取りまとめ御苦労さまです。

内容的にはいい内容になっていると思いますが、いろいろ御指摘もあった1学年1学級規模の高等学校の在り方について、県教育委員会として目指す姿、先ほども御説明がありました内容を実現していくためには、ある程度の規模であり、生徒の人数が必要であろうということで検討をしてきたと思います。

個人的には、他方で中山間地域に高校が残るということの意味も大きいとも思います。しかしながら、学校の規模が小さくなって、現実に多分恐らくこの基準に近くなっていく学校が出てくるとすると、その状況の中でもこの目指す姿が実現できるように、この中でいいますと重視する教育活動というものが実現できるような努力を、我々としてもしていかなくはないということになると思いますので、その辺りをしっかり御検討していただきたいと思います。

落知県立学校改革推進監： 御意見ありがとうございます。

委員おっしゃるように、県内の児童生徒数が、これまでの10年と比べまして今後の10年は倍以上のスピードで減少していく中で、県立学校の在り方につきまして、今回こういった素案を取りまとめさせていただきました。

学校というのは教育を行う場ですので、まず子供たちの教育、これを中心に学校の在り方というのを考えていく必要があると思います。

一方で、地域のコミュニティーの核、地域の活性化としての側面もありますので、そういった両面をうまくバランスを取りながら、生徒にとってよりよい教育は何なのかということの中で、この計画に基づいた取組を進めていく必要があると思っております。

規模が小さくなっていく中で、子供たちがある程度集団の中で切磋琢磨していく環境を整えるためには、例えば遠隔教育などで他校との交流だったり、そこにはない専門的な

授業を受けたり、あとは学校間交流、隣の学校との交流をしながら、生徒のそういった多様な意見に触れ合うような教育の場面もしっかりと提供しながら、そこを補完する意味で、そういった規模が小さくなくてもしっかりとした教育ができるような環境を我々としても整えていきたいと考えております。

中村委員： よろしく申し上げます。

近藤委員： 普通教育を主とする学科についての今後の設置を検討するものとして、学際領域に関する学科や地域社会に関する学科の設置を検討しているとありますが、これについては今も何となくそういう方向でしている普通科はあるが、それを特徴的に明確化していくということなのか、それとも今まで全くなかったものを新しくつくっていきこうとされているのか、具体的にどんなイメージの学科を考えておられるのかということももしありましたら教えてください。

落穂県立学校改革推進室： このたびのこの学際領域であるとか地域社会に関する学科につきましては、国のほうで検討されておりました普通科改革の中で、学校教育法の施行規則を改定されて、普通科でありながら、そういった新たな学科として制度的に可視化できる、そういった制度が国で設けられました。これを本県でも活用しながら、普通科、どちらかというところと画一的、統一的というところがあると思いますが、その中でも本県においても特色的な、普通科でありながら、例えば大学の講座を受けたり、研究室に訪問したりだとか、地域の河川に対して国の機関と一緒に水質検査をしながら学びを深めていくというような探求的な学習をしているところもありますので、そういったところをしっかりと、この制度として学科を設けることによって、その取組を、より我々として推進する支援していくというような側面だとか、それがひいては普通科の魅力になって、子供たちがさらに選択の幅を広げていく、そういった新たな学科の設置を検討していきたいと考えております。

近藤委員： 分かりました。

志々田委員： これまでたくさんの議論を重ねてきた結果、こういう形で計画がまとまったということはとても意義のあることだと思いますし、多くの方にやっぱりこれから情報提供していただきたいと思っています。

そのときに、やっぱり必ず客観的なデータというものがどれだけきちんと皆さんのところに伝わっているのかというのが大事で、私、ある地域の、学校の統合の話が出てくるころの協議会にたまたま出ることがありましたが、そうしたら、もう地区単位で、この地区には何人の子供が今いて、この子供たちが中学生、高校生になったときにどういう状況になっているのかということも数字で、いわゆる市とか県とかの範囲の単位ではなくて、もっと小さな目に見える範囲での子供たちの減少とか、それから全体の児童数とかということを見せてもらうということをしておられました。それもほかの地区と比べながら。そうすると、保護者自身も、それから教員自身も、学校経営をされる校長先生方もそうですけれど、その厳しい現状の数字を見ながら、5年後、10年後、中長期的にこの学校がどうあるべきかという議論をずっと重ねていないと、急に、20人今年切ったからとか、急に60人になったからとかっていつて議論を始めても、あまり意味がないというか、建設的な議論にはならなくて、学校を潰さないためにという話になってしまうのは、それは仕方のないことだと思うので、小・中・高、その地域の県立学校の、これは全部の地域だと思いますけど、小・中・高でどういうシミュレーションになっていくのかということも、県教委としても市町の教育委員会と協力しながら情報提供していたり、定期的に子供の学びや、この地域での教育を考えるようなフォーラムであったりとかというものをしっかりと開いて長期的に考えていかなければならないことだと思っています。これは、県教委がお声がけをしながら、地元自治体と子供の減少について、県立学校がこれからどうなっていくのかということも考えるような定期的な会を是非考えてもらいたいということが一つです。

もう一つは、そこで学ぶ子供たちの意見というのも重要視する必要があるって、例えば、この今回の基本計画を私たちの広島県の高校生たちや中学生たちがどう見るのか、できれば理解してもらいたいと思います。ちょっと難しいこともたくさん入っているので、是非中高生向けに、広島県の地元の自治体の、自分の地元の高校で学ぶことがどういう状況のことなのかということも中学生や高校生が分かってもらえるような情報提供ができればと思います。今は紙を配らなくても電子的なものもありますし、それから「くりっぷ」もありますから、中学生や高校生、子供を真ん中で、子供自身にも考えて、その子供たちの意見も是非パブリックコメントでいただけたら一緒に考えていけるのではない

いかと思いました。

以上2点、お願いです。

落知県立学校改革推進監： 御意見ありがとうございました。

確かに出生数というのも分かっていますので、現在0歳児の子供は15年後には高等学校に入ってくるという状況です。おっしゃられるとおり、それを見ていると、非常に厳しい現実というのが見えておりますので、それは市町も当然分かっておられる話ですので、そこはしっかりと情報共有しながら、意見を交換しながら、どういった県立高等学校の在り方が望ましいのかというのはしっかりと議論して参りたいと考えております。

また、2点目の子供たちの意見、ニーズの把握ないし、この県の学校はどうなっていくのかという将来的な部分の説明とか周知ですね、これについては、先ほどおっしゃられたようなパブコメを実際に行う際にも、分かりやすく、どういった媒体を使ってというのは、ちょっと今、具体的には申し上げられませんが、何か工夫をしながら、しっかりとそういった児童生徒の意見も反映できるような取組をしていきたいと考えております。

志々田委員： ありがとうございます。

菅田委員： 素案の7ページのところの15行目くらいかな、私立、市立及び国立高等学校で協力し合いながら役割分担を図り、県全体の教育水準の維持、向上に努めることが求められているということですが、実際、国立高校で広大附属福山が中等教育学校に移行というように、地元とか同窓会は全く反対ですが、それに関して県のほうにも説明されているということですが、県は3月20日に報告だけ、決定事項ですということでは聞いていてということで、これ、協力し合いながらの体制が全くできてないと思いますが、今後、どう協力体制を取っていかれる予定でしょうか。

落知県立学校改革推進監： ありがとうございます。

確かに国立の高等学校との連携や協議という場合は、今までも、どちらかというところではできなかった部分と思っています。私立の学校、それから広島市等につきましては、私学協会とそういった協議の場を年間3回ほど持っておりまして、その中でそういった生徒数が減少していく中でも、お互いにどういった状況の中で教育の在り方を考えていくのかという協議をずっと毎年やっておりますが、確かに御指摘のような、国立の学校との部分については御指摘のとおりだと思いますので、今後どういった連携、協議ができるのかというのは、少し考えてみたいと思っています。

菅田委員： 是非よろしくお願ひします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

特に私も1学年1学級規模の再編整備のところですが、今までの収容定員3分の2以上というところから2分の1、20人に、又は全校生徒60人未満という基準に変更されるということですが、今後、この10年の在り方の中で、地元としては、一部報道が先行しましたので、60人は死守をしようと努力をされると思います。

その中で、先ほど中学卒業見込み者数が大変減ってくるという御説明もありましたが、60人規模の学校がこの10年間でどれぐらいになると見込んでおられるのでしょうか。

落知県立学校改革推進監： そうですね、少しざっくりとした試算になりますけれども、10年後に新入生徒が20人を下回る可能性ある学校につきましては、現在8校程度と見込んでおります。

細川委員： 何が申し上げたいかと申しますと、例えば、今回名前が上がりました西城紫水、上下、湯来南高校の学校活性化地域協議会の皆さんの思いというのは分かりますが、その地域の中学校の校長先生とか中学生などが、どのように今このことをお考えなのかということがもしお分かりでしたら教えていただけたらと思います。

落知県立学校改革推進監： ありがとうございます。

学校活性化地域協議会の中で、地域の自治体の役員の方であるとか、それから地元企業の方が委員として参加をしておられます。その中で出る意見といたしましては、やはり地域の学校としては是非とも維持をしていきたい、そのために我々はあらゆる手を尽くして学校の取組を支援する、そういった協議の場がほとんどです。そういった議論をされているのが学校活性化地域協議会と思っています。

細川委員： 学校活性化地域協議会の方々の御意見というのはホームページなどで分かりますが、地域の中学校の校長先生、又は中学生は、何か御意見とかお聞きになっておられたら教えていただけたらと思います。

落知県立学校改革推進監： 学校活性化地域協議会の中にも地元関係中学校の校長が参加しております。中学校からの御意見といたしましては、やはり一番は生徒の進路希望、進路、これを実現してい

くことが中学校としての役割ということですので、高校としてもなるだけ地元の高校に進学をして欲しいという思いと、そうはいつでも生徒がどの進路へ進むかは生徒が決めることなので、中学校の校長先生が学校活性化地域協議会の中で参加される立場としては、非常に難しい、悩みながら協議の中に参加をされているとっております。生徒も自分たちがどんな仕事に就きたいのか、その中でそれぞれが学校選択をして希望する進路先に向かっていく、それを中学校は支援していくという状況とっております。

細川委員： ありがとうございます。

子供が少なくなる中で、やはり生徒の進路志望を重視しながら進路先、高校を決めていきたいということが現実だと思いますが、そうすると、この60人を維持していくというのは非常に学校によっては難しいところが出てくるような気がしますが、現在、地元の方々が非常に経済的な支援をいただいたりとかする中で、地元ばかりに頼るわけにもいきませんので、いかに子供に来てもらえる学校づくりをするかということもありますし、県教委といたしましても、人的もありましようが、そういう経済的な支援というのが今後は重要になっていくと思いますし、様々な問題がある中で、県教育委員会としては60人規模の学校が今後増えたときに、どのように支援していくのか、学校を指導していくのかということをやっと危惧しますが、その辺のところはいかがでしょうか。

落知県立学校改革推進監： そうですね、やはりその教育を行う中で、子供たちが切磋琢磨をしていくために必要な一定規模が必要だという考え方が一番のベースにあると思います。繰り返しになりますが、その中でもやっぱり地域の核、コミュニティーの核となる、その相反するとか、その両面のバランスを取っていく中で、確かに委員のおっしゃられるように、全体が縮小していく中で、そういう学校が増えていくというところは確かにあると思います。ただし、そうはいいまして、この10年間の計画を策定した中で、この基準に基づいて子供たちの教育をよりよいものにしていく、その学校の状況の中で、そこをしっかりと支援していくというのが県教委のこの10年の中の仕事とっております。

ただ、中に書いております発展的な統合というのがありますので、そこは随時、例えば地元自治体、それから地域とも協議をしながら、仮に、そういった声が地元のほうから出れば、統合してほしいというような声があれば、それはしっかりとその意見を踏まえながら、我々としても取組を進めていきたいと考えております。

細川委員： 関連して、例えば西城紫水高校は、上下高校もそうでしょうけど、近隣の高校と距離があって、この2ページの(3)、ウ、(ア)の三つ目の近隣に他の高等学校がなく云々のところのこの近隣というところは、例えば西城紫水を例にしますと、どうやって判断したらよいでしょうか。

落知県立学校改革推進監： 具体的な何か基準を今持っていると言われると、なかなか難しいと思います。やはりその学校が置かれている状況、例えば公共交通機関がある程度あるところと、例えば1時間に1本もないようなところ、しかもバスとJRがあるのか、JRしかないのかとか、いろんな状況が各学校の実態によって異なると思いますので、その辺りは個々の状況を判断しながら、先ほどおっしゃられた、いわゆる近隣のというところの判断をしていくと考えております。

一つの目安になるかどうかは分かりませんが、例えば過去に教育委員会が行った生徒へのアンケートでいいますと、通学に要する時間が、当然30分、1時間、90分という段階的なところではありますが、1時間半までをある程度許容されているところの御意見が比較的多いというところもありますので、そういったところも一つの目安的なものにはなるのかなど。ただ、これが今、何か基準を設けているわけではないので、やはり個々の状況に応じて、そこをしっかりと判断していきたいとっております。

細川委員： ありがとうございます。

県北部の自治体というのは、各学校、非常に離れておりまして、沿岸部のように、じゃあ隣の学校に行かれたらというような状況がないので、近隣というところ、個別に判断をされるということでしたが、芸備線の問題も実は地元では非常に危惧をしているところがあったりして、その辺のところもこの10年間、また新たな動きがあるかもしれませんので、また具体的に個別にお考えをいただきたいと思います。

最後に1点、今度は中山間地域以外の地域の学校のことが触れられておりますが、以前、安芸高校、呉昭和高校の件ございましたけども、今後、該当する学校には事前にその調整とか相談を行われるのでしょうか。それから、この2校が募集停止になるときもいろいろな御判断や基準があったと思いますが、そういう手順というのはどのようなのでしょうか。

落知県立学校改革推進監： ありがとうございます。

いわゆる都市部の学校につきましても、県内の条件と同じように生徒数というのは減少していく部分があります。だから、その部分につきましても、各ある程度のエリアで見たときに、その生徒数の減少を見ながら、そういった都市部においても統廃合というのを検討していく必要があると思っております。

ただし、個々の学校の打ち出し方について、例えば、地域住民に対し、学校への説明という、そのタイミングにつきましても、現在具体的に何か案を持っているというわけではございませんけれども、前回の安芸高校、呉昭和高校の我々の取組なども検証しながら、やっぱり適切なタイミングで、皆様にできるだけ混乱がないような形でお示しをしていきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 高校生の就職をめぐる状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、高校生の就職をめぐる状況について、小野高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

小野高校教育指導課長： それでは、報告・協議 2、別紙の資料によりまして、高校生の就職をめぐる状況について御報告をいたします。

まず、今年度の高校生の就職慣行につきましては、前年度に引き続き、選考開始日が9月16日以降、複数応募可能時期は10月1日以降となりました。

それでは、資料1の(1)設置者別就職内定状況の表を御覧ください。令和6年3月に広島県内の国公私立高等学校を卒業予定の生徒につきまして、9月30日現在の就職内定率は57.9%でございました。表の中の一番上の段でございまして。前年度同期の54.0%と比較し、3.9ポイント上昇しております。

また、未内定者数につきましては、就職希望者数2,397人から就職内定者数1,389人を引いた1,008人で、前年同期の1,251人より243名少ない状況でございまして。

また、表の3行目を御覧ください。県立高等学校のみの就職内定率は、9月30日現在で60.3%となっており、前年同期の58.4%に比べ、1.7ポイント上昇しております。

次に、2の表を御覧ください。広島労働局の調査によりますと、本年9月末時点における県内の高校生向け求人の数は、前年同期よりも1,139人多い1万624人となっております。これに対する求職者数は、前年同期から155人少ない2,285人でありまして、求人倍率は4.65倍となります。この値は広島労働局が統計を取り始めた平成4年3月卒以来、過去最高の求人倍率であることから、本年度の高校生をめぐる雇用情勢は好調であると捉えております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、各学校において進路指導主事やジョブ・サポート・ティーチャー、就職指導支援員が連携をしまして、面接などの対応に係る情報などの共有を図るほか、二次選考を行う企業を早期にリサーチをしまして、二次選考に向けた取組の実施や、未内定の生徒一人一人と丁寧な面談を行うなどして、就職を希望する生徒全員の進路実現が図られるよう、指導、支援を行って参ります。

説明は以上でございまして。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 高校生の就職が好調ということで、明るいニュースでいいなと思っております。

今、生き方や幸せの形というのが議論されるようになり、複線型のキャリアパスというものをどう考えていくのかというようなことが話題になっております。まさしく高校でたくさん求人があるのに、子供たちの数は減り、就職希望の子が毎年100人単位で少なくなっていくというのは、高校を卒業した後、すぐに就職をして生活をしていくということに対して、子供たちが明るい未来や、肯定的な選択をしづらい状況にあるのではと受け取ることもできると思っております。学び直しやリスキリング、リカレント等の言葉もあるので、高校での進路指導の中で、就職か進学か専門学校かのような、そういったものではなくて、複線型に、この先どうやって生きていくのかというようなことを高校のキャリア教育の中でどれぐらいやっているのかなと思っておりますので、何か情報を持っていたら教えてください。

小野高校教育指導課長： ありがとうございます。

今おっしゃいましたように、先行き不透明な社会の情勢の中で、これまでの従来型の進路指導というものだけでは、生徒たちが自分自身のこれからの人生、キャリアを見通して、どのような自分の人生をつくっていくのかということについては、学校の中で、生徒たちあるいは保護者との様々な話の場面であったりとか、三者懇談等にて、保護者の要望や期待、学校に対するこういった指導をしてほしいという要望などをしっかり酌み取っていきながら進めていく必要はあろうかと思えますし、一方で、産業界に対しても、これまでどおりの考え方ではなくて、これから先、どのような雇用情勢になっていくのか、先を見通したものが必要になるかと思っています。

実際に、一つ一つの学校でどのようなキャリア教育が行われているのかということについて、全てを把握しているわけではございませんけれども、実際に進路を決めていく上では社会情勢をよく理解するために、一つの企業だけではなくて、複数の企業にてインターンシップを経験するということが非常に重要になってきている中で、実はコロナ前の状況では、90%を超える学校が高校2年生の段階でインターンシップを実施しておりました。これがコロナ禍になりまして、40%、50%に減少しましたが、令和4年度現在6割を超える段階までインターンシップの実施状況は上がってきております。また、校内に企業の方を招いて、校内インターンシップというものを実施している学校もあります。

実際には教育内容の中で社会の状況をしっかり捉える、教員自身が社会の状況を捉えるということが非常に重要になってきますので、こういったものを教育委員会がしっかりと内容として把握し、好事例は共有しながら進めて参りたいと考えております。

志々田委員： 丁寧な説明ありがとうございます。

昔ながらのキャリア教育はもうしていなくて、職業体験をしながら、子供たち自身が考える機会をたくさん設けてくださっていることに少し安心しました。

言い方が難しいですが、大学に進学できないから就職をしなくてはならないとか、今、大学に進学するのも、文部科学省の中でも奨学金を貸与する等の形で開いている一方で、大学に行くことが全て成功ではなくて、いろんな生き方があっていいと思います。高校を卒業し働いて、社会の中でもう一遍考えて、学び直しで戻ってくる学生とたくさん出会っていますが、本当に立派だなと思うし、こういう進路選択を私は高校生のときにできなかったなと思うぐらい大人になっている、成長している子供たちを見かけることがあるので、是非広島の子供たちにも積極的に前向きな選択として、就職というものがすごくいいものだということを伝えていただけるような機会を、たくさんつくっていただければなと思ってお聞きしました。ありがとうございました。

中村委員： 状況説明ありがとうございました。

全体の人口も減って、人手不足が高まっている状況だと思います。その中で、高校生の就職希望者数も実際減っていますが、求人倍率も過去最高ということで、9月末時点の内定率も高まり、恐らく今後もいい数字になっていくと思います。

私の会社にも高校を卒業して就職してくれた子が今年もいますが、すごく希望を持って入社してくれています。こういった高校卒の子たちをがっかりさせず、長く働いてもらうのも我々経営者の責任だろうと思います。

その一方で、先程慣行の話をされたかと思いますが、ずっと課題だと思っているのは、高校生の就職活動の慣行というものが、就職先選びの中でミスマッチを起こさないためにどういう制度がいいのかという検討は、決して今の制度が全然駄目だと言っているわけではありませんが、1社しか受けられない期間がある等のところについて、今後、よりよい就職活動ができるように検討を続けていく必要があると思いますので、そこは是非よろしく願いできればと思います。

小野高校教育指導課長： ありがとうございます。

高校生の就職に関わってのミスマッチを防止するというところでいいますと、今、各学校において、キャリア教育の推進、これは非常に重要であります。先ほど志々田委員からもありましたとおり、子供たちが将来に希望や夢を持って、自分の得意なことや適性を生かしながら社会において自己実現を図っていくために、就職の機会というのは、正にその入り口に当たるというところで、まずキャリア教育の推進をしっかりと行い、職業研究、そして生徒自身の自己理解を高める工夫というのをしっかりと充実させて参ります。

また、先ほど申しましたとおり、令和4年度末にはインターンシップの実施状況も

段々とコロナ禍以前に戻って参りました。

さらに、高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）をはじめとし、これまで以上に丁寧な面談を続けていく、そして、このジョブ・サポート・ティーチャーが企業動向をしっかりとリサーチして、校内の教職員と共有していく。実際に高校教育指導課では、ジョブ・サポート・ティーチャーと就職指導支援員を一堂に会し、年間に複数回の会議を行って、具体の事例を持ち寄りながら、ミスマッチを防ぐためにどういことができるかということで、今、取組を進めているところでございます。ミスマッチを防止することで、早期離職の減少にもつながっていくと思っておりますので、引き続き充実を図って参りたいと思っております。

中村委員： 慣行については、当面は現状維持のお考えですか。

小野高校教育指導課長： 一人一社制等の高校生の就職活動のルールについては、例年、文部科学省及び厚生労働省が連名で、今年でいえば2月10日に発出された「新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始時期等並びに文書募集開始時期等について」の通知文書を受けまして、都道府県ごとに経済団体、校長協会、労働局、県、教育委員会で構成する高等学校就職問題検討会議を開催しております。広島県は今年でいえば3月22日に開催し、応募、推薦についてのルールや選考開始期日等について申合せを行ったところです。

この会議では、今申しましたとおり、採用選考期日等の全国統一して実施すべき事項の説明や、公正な採用選考のための確認事項等、こういった協議をしながら、今年度も、9月16日の採用選考開始から9月30日まで、一人一社制による期間とすることを合意しております。こういった形で、当面の間、しっかり状況を把握しながら進めて参りたいと思っております。

実際に令和6年度の一人一社制のルールを検討するに当たりましては、一部の企業、それから高等学校に対して、高校生の一人一社応募・推薦等に関するアンケート調査を実施しているところでございます。こういった内容も含めて、しっかり検討して参りたいと考えております。以上でございます。

中村委員： 是非、就職活動を経験した高校生のアンケート等も含めて検討していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

細川委員： 御説明ありがとうございます。

経済界からすると、生徒数に対して就職口、求人数が非常に多いので、生徒を獲得するのも、皆さん、御苦労されているのではないかと思います。先ほど、中村委員が一人一社制について御指摘されましたが、現実には、例えば、同じ業種で何社も会社はございますよね。その中で、A社、B社、C社を選ぶ中で、A社を受験しなさいということになったときに、そういう生徒はB社もC社も、面接や訪問等のコンタクトはしているものでしょうか。

小野高校教育指導課長： 出願をするまでの間、実際には就職活動は7月から様々な求人票が届きまして、それから校内の中で就職活動に関わる情報をしっかり共有し、生徒にも提供しながら進めて参ります。

実際、最終的に受験する企業をどのように絞り込んで決めていくかということについても、自分自身の複数の適性であるとか、希望である将来の夢、そういったものを重ねながら、最終的に絞り込んでいく中で、複数回、担任や進路指導担当、ジョブ・サポート・ティーチャー等を含めこういった議論をしっかりと行い、複数の候補を上げ、その中でこれが最もよいというものを生徒、それから保護者の意向を酌み取りながら決定しているという状況であると考えます。以上でございます。

細川委員： そういうところで非常に御支援をいただいていることに感謝申し上げますが、不幸にして、A社に入社したが離職をしてしまったような場合に、実は同業他社でB社、C社があったというときに、B社、C社に、その生徒さんがきてくださればいいのですが、そういう情報交換みたいなものが生徒が卒業されると難しくなってくるような気がします。ハローワーク等はございますけども、各企業は人材確保をしていく中で、そういう状況になったときに、学校としては何か動きはあるのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 先日、10月10日と16日には、広島と福山の会場で未内定者を集めた合同の就職説明会を行っております。これは生徒のみならず、実際に学校の教員やジョブ・サポート・ティーチャーも含めて参加を募っております。

この中で、生徒は、自分自身の興味関心があるもの、あるいは教員、ジョブ・サポート・ティーチャーと事前に協議した中で決めたそれぞれの企業のブースを回っております。私も実際にそこに参加させていただき、企業の方の様子、生徒が情報を得ている

状況などを見ながら、子供たちが次の自分のステップ、希望をかなえるための取組をしている様子を見て参りました。学校も、その資料を持ち帰り、校内で共有をして、内定を得られなかった場合については、さらに次のステップへ進むための支援を継続しております。また、卒業後も引き続き進路指導主事やジョブ・サポート・ティーチャーが生徒に関わりを持ちながらサポートをしている状況でございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行います。申し訳ございませんが、傍聴者の方は御退席のほど、お願いいたします。

【非公開案件】

(13:55)

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

第2号議案 令和5年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について

て

令和5年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

第3号議案 広島県文化財保護審議会委員の任命について

広島県文化財保護審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

第4号議案 教職員人事について

小学校教諭のセクシュアル・ハラスメントに該当する行為に係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:55)